

午前10時30分開会

○池田委員長 皆様、おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

本日の日程をご覧ください。報告事項は、子ども部が3件、保健福祉部が3件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、日程1、報告事項に入ります。

まず、子ども部（1）ちよだキース・フォーラム2026の開催について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料1、ちよだキース・フォーラム2026の開催についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、昨年8月に、同じ8月に実施したものの今年度版となります。

まず、目的でございますが、小中高校生の世代が自らの経験や思いを言語化して、安心して意見を表明できる場を設けるということで、社会の一員としての参画意識を育むとともに、区の施策・事業に子どもの視点を反映させる基盤を構築することを目的としております。

続きまして、今年度の事業概要でございます。ワーク名としましては、副題としまして、「わたしの思いをカタチにする」という名称を設ける予定でございます。日時と会場は、8月5日水曜日、夏休み期間ということで、平日の午後の13時から16時を予定しております。場所は、万世橋区民館の8階の会議室、大きい会議室となっております。

3番の対象ですが、区内在住の小学4年生から高校3年生までということで、昨年と同様でございます。

また、4番の募集の予定人数ですが、昨年、25名で応募をしたところ、57名の応募があったということで、少し募集の予定人数を上増ししてございます。応募者多数の場合は抽選となります。

また、5番の募集期間ですが、6月20日号に掲載するということで、6月20日から7月20日までの1か月間で募集をしたいと思っております。

テーマは、中高生の居場所についてということで、3番のその他の取り組みの（2）、先日、常任委員会のほうにもご報告させていただきました旧九段中学校を活用したプレの施設ということで、そちらに対しての運営であったり、子どもたちがどういうふうな思いを抱いているのかといったところについて、こちらのほう、意見交換のほうをさせていただきたいと思っております。

また、3番の（1）でございますが、子どもの意見の政策反映ガイドラインということで、子どもの意見を聴取して施策に反映する際の基本的な考え方、留意点について整理して、今年度、策定のほうをさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 ありがとうございます。

こども家庭庁ができて、子どもの意見をしっかり聴取せよということもあってだと思っておりますけれども、これは前回で反映された部分で、また残った部分、課題で残った部分と

というのはどういうところだったんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 まさしく子どもの居場所づくり、昨年度やったテーマは二つございまして、子どもの居場所づくりというのが一つのテーマ、もう一つが、子どもが区にどういうふうな発信をすれば、子どもが持っている意見を区にどのように発信するかと、あと、区が子どもたちにどういう発信すれば情報が届くのかという二つのテーマで実施しました。今回、プレ施設で旧九段中でやらせていただくところがまさしく子どもから出てきた意見を形にできるものというふうに思っています。そこが成果の一つだとは思っております。

もう一つ、今申し上げたもう一つのテーマ、発信、子どもの発信と、あと、区がどうやって子どもに届けるかという発信、それについてはまだ課題かなというふうに認識してございます。ちょっと、こちらについても、いろいろ検討のほうはさせていただきたいと思っております。

○西岡委員 いろいろとご努力いただいて、本当にありがたいなと思います。

これ、今回、細かい話ですけど、テーマが中高生の居場所というところで、小学生が反映する場合というのは、何かどういう工夫がなされるんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 まさしく小学生の場合は未来の話になるかなと思うんですが、小学校4年生ですと、もう3年後には中学生になるということを踏まえると、その未来を考えてご意見を頂こうというふうに思っております。3年後に自分がこの施設を利用するとしたらどういうふうな運営がいいのか、また、どういった機能が欲しいのか、そういったものについて、ご意見を頂戴できればなというふうに思っております。

○西岡委員 最後にしますけれども、これは、どういう進め方をしていращやるのか。例えば、AIを使ったりとか、どういうふうに進めていくのかということをお教えいただけますか。

○加藤子ども総務課長 今回、こちらについては、ワークショップを実施します。コーディネーターを置きまして、ファシリテーターを置きまして、ファシリテーターが子どもたちに対して、どういう形でこちらについての意見を集めていくのか、また、意見を発信してもらうのかといったところ、アイスブレイクしながら、あと、昨年度の工夫の一つとしては、子どもたちにお菓子やジュースを好きに食べていいよ、飲んでいいよという形にさせていただいて、意見を言いやすくするような工夫、また、ちょっとポップな飾りで会場を明るくするような工夫などして、子どもたちが安心して意見が言えるというような場を提供させていただいたかなというふうに思っています。今年も、同様な形で、そうした工夫をしてまいりたいと思います。

○西岡委員 ありがとうございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 子どもの意見を反映するということで、いい取組だとは思いますが。私も西岡委員と同じように、小学生4年生から高校3年生と、結構年代が幅広い子どもたちが集まるということで、どのように話し合いをしていくのかな、相談していくのかなというのはちょっと気になっておりましたので、そこはもちろん考えていращやると思うので、子どもたち、特に小さい子たちが取り残されないような進め方をしていっていただきたいというふうに思います。

私は、昨年、子どもの居場所と、あと、区から子どもへの発信、子どもから区への発信をどうしていくのかということが議題になったとおっしゃいました。そもそもこども家庭庁ができて、子どもの意見を反映させようといった場合に、子どもたちにどのような、何といひかな、権利があるのか、子どもの権利条約とか、あとは、子どもの意見が反映されるような区としての仕組みかな、条例とかはどうなっているのかとか、そういうのをまず知った上で、具体的な問題で意見を発表していくということが、何といひかな、実のある中身になっていくと思うんですね。杉並区では第1回目で子どもの権利や条例を知ろうということでやっていらっしゃるんですけど、こうしたそもそものところの、何といひかな、ワークショップとか、子どもが小さいのとか、そういったことはどのようにされているんですか。

○加藤子ども総務課長 子ども権利に関するパンフレットについては、小中学生用にそれぞれ年代を分けて印刷したものを、小学校1年生になったときと中学校1年生になったそれぞれの児童と保護者に対してお渡ししています。また、学校のほうでも、授業でご活用いただいているというふうにも聞いてございますので、そういった形で、子どもたちにある程度周知のほうは図られている。また、あと、パンフレットにつきましては、保護者の方々には、毎年度でございますが、すぐーるにて区立の子どもたちには周知のほうを図っているところでございます。

それと、もう一つ、一番初めに言われた、年代がちょっと幅広いんでといったところですが、前は、年代別に、例えば、小学生なら小学生というテーブルをつくって、中学生、高校生という形でちょっと分けて、それぞれのレベル感といひか、年齢、年代によってやっぱり話題も変わってくると思いますので、そういった形で工夫を昨年度はさせていただいたところなんです。今年はまだ募集をこれからかける段階なので、ちょっとお子さんの数次第でいろいろな調整のほうは図ってまいりたいと思います。

○牛尾委員 今回のキース・フォーラム、ワークショップみたいのところでは、子どもたちの権利はどうなっているのかなというようない議論といひのはされるのか、それとも、もう具体的な問題からスタートしちゃうのか、その辺はどうなんですか。

○加藤子ども総務課長 その辺りも、そうですね、昨年度は、権利の部分は少し、やったはやったんですが、ちょっと薄かったかなというふうには思っております。ちょっとどのぐらいやるのか、時間的なボリュームもありますので、どこまでできるかといひところはちょっと何ともいひえないところですが、少し考えさせていただきたいと思います。

○牛尾委員 あと、今回、基本的に年1回ペースでやられる。杉並の場合は、何か結構回数を重ねてやっているみたいなんで、ちょっと他の自治体も参考にして、なかなか子どもたちや保護者の負担もあるでしょうから大変かもしれないけど、年1回でというんじゃないくて、もうちょっと回数を重ねると、いい議論になっていくのかなと思うんですけども、その辺、ご検討いただければと思います。

○加藤子ども総務課長 ちょっとそれも含めて、どのくらいでいいのか、どのくらい実施したほうがいいのか。今、もう基本的に子どもたちがフリーで空くのが夏休みといひたところもあって、夏休み中心で考えさせていただいておりますが、子どもたちの生活の実態、学校等々も含めて、どのくらいの頻度でやれるか。本当に4年生ぐらいから塾に通ってしまひお子さんも多いといひところもござひますので、今、このぐらいかなというふう

っておりますが、ちょっと実態に合わせて検討のほうはさせていただきたいと思います。

○小川子ども部長 ちょっと補足をさせてください。

○池田委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 今、加藤課長が説明したのは、今回のこのテーマに限ったお話でありまして、実は、様々な施策の中で、子どもの意見を取り入れようという取組ということは、庁内で徐々に始めております。それで、例えばですけれども、東郷公園の遊具で事故があったといったことで、安全な使い方をするためには、あるいは楽しく使うためにはどうすればいいのかなといったことを子どもたち同士で話し合っ、ある程度整理をして、ルール化をしたりとか。例えば、今後予定をされている子ども施設、学校等も含めてですけれども、そういった改築の際の意見を子どもからもらおうと。随所に子どものやはり権利を尊重した取組ということで、始めるということでございまして、昨日、実は、庁内全部の部の若手職員を中心としたサポート会議といったものも発足をいたしまして、子ども部だけではなくて、全庁的に様々な施策の中で子どもの意見を取り入れていくような取組を展開していこうということで、それはまだスタートしたばかりでございますけれども、そういった今後の展開もございますので、それはトータルで様々な機会、機を見て、子どもたちの意見を取り入れてまいりたいと、このように考えております。

○池田委員長 はい。白川委員。

○白川委員 ちょっと蛇足的な質問になります。牛尾委員のご質問にちょっとバランスを取る形でお聞きしたいんですけれども、確かに小学校4年から高校3年生、年齢がばらばらで、場所を恐らくばらばらで、そういう意味ではバランスが取れていると思うんですが、こういう表立った場所に出てくる子どもたちと実際に居場所を必要とする子どもたちって、歴然と違うと思うんですね。表立った場所でもうきっちりと議論ができる子どもたちというのは恐らくこういうのを必要としない子どもたちで、この場がイベントと割り切るなら構わないんですが、ここを意見聴取の場というふうに考えると、そういった自分の不満を言葉にできないような子どもたちとか、本来は心が捻挫したとか、そういう感じの子どもたちが集まる場において、これを子どもたちの代表的な意見とするのは私はどうかなとは思うんですね。だから、もし可能であれば、この場で自分たちの経験として、そういうちょっとひねくれた時期がありましたとか、そういうのを聞くんだったらいいと思うんですが、あんまり、何というんですかね、子どもとはどうあるべきとか、そこをもって居場所の意見とするのは私はちょっと違うのかなと感じております。いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 今頂いている意見も重々分かりますし、区政に当たっても、サイレントマジョリティーの声をどういうふうにこれから拾っていくのかといったところは本当に重要なというふうに思っております。子どもたちも多分そういった部分が、学校のほうをちょっと見させてもらおうと、私も先日ちょっとゲストティーチャーで子どもたちから意見をもらうことがあったんですが、やっぱり手を挙げる子はもうある程度決まってくるという部分があるのかなと思います。そうじゃない子たちの意見をどういうふうに拾っていくのかといったところは、やっぱり本当にいろいろ考えて、アンケートという形が一つやり方はあるかなとは思いますが、ちょっとそれ以外の工夫もこういった場に参加してもらっただけではなくて、それ以外の子からもいろんな意見を聞いて、意見が出てきたことについてはもちろん尊重のほうはさせていただきますが、それだけではないというふうな

ところは思いとしては私も思っているところでございます。ちょっとどういうふうにするのかは、検討のほうをさせていただければと思います。

○池田委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 私のほうからも、何というか、せっかくこのアクションに際して、いろんな意見を言っているんだよという、日頃、何というか、困っていたり、もっとこうしたいのにと思っていることを言っているんだよというテーブルであってほしいなというふうに思うので、昨年から57名ということでしたけれども、広報で6月20日に出ますね。このときに参加できない方とかもいると思うんですけども、一定、何か意見を、何というんだ、そういう意味では、LINEレベルでということですかね、頂くというようなことが、アンケートというほどのことでなかったとしても、こんなことを思っていますということが言えたり、それを文字化できるのかどうかということところはちょっと伺いたいなと思いました。

○加藤子ども総務課長 先ほどの白川委員からのご質問とすごく似通っている部分はあろうかなというふうには思うんですが、子どもたちが何か意見を言うときに、やっぱり言いやすいツールといったものは必要なのかなというふうに思って、これは別に子どもたちだけじゃなくて、正直、大人もそうなのかなと思ったりもしますが、そちらについては、やはり何らかちょっと考えていきたいというふうに思っています。それは、昨年度実施した区から情報を子どもに伝えるのと、あと、子どもから区に意見を伝えるといったところについて、やはりそこはちょっと考えていく必要があるというふうに思っていて、そのツールがデジタルがいいのか、そうではないほうがいいのか、様々な意見は前回も出ました。ちょっと、そこについて、多分一つの方法ではないんだろうなと。いろんなツールがあって、それぞれ、例えば、昨年度のワークショップやアンケートの中では、直接伝えたいと、職員に対して、例えば児童館の職員であったり、何らか関わりがある先生であったり、そういう人に伝えたいという声も、デジタルというのも必要かなとは思いますが、直接伝えたいという声もまあまあ数としてはございましたので、そういったところも考えながら、ツールはある程度複数持って、声をお聞かせいただくようなことをちょっと考えていきたいと思います。

○小枝委員 よく考えていただいているということが分かりました。

そして、こうしたことをポジティブ体験として重ねていくということも大切なかなというふうに思うので、昨年もやられたわけですね。そうしたことがこうした表明意見なり、子どもの最善の利益なり、こども家庭庁の考え方ということもあって、今、こういうふうにスムーズになされているのであれば、皆さんから頂いた意見、こうしたものがこうした形で改善につながっているよということもフィードバックしていくということも大事なかなというふうに思います。そういう点では、昨年、ちよだキース・フォーラム2025があったんですね。それで、今はどこにあるのか、フィードバックすべき内容というのが何かあるのか、その辺、把握できていないので、教えてください。

○加藤子ども総務課長 昨年度のキース・フォーラムの結果につきましては、区のホームページに報告書としてまとめております。こちらについても、常任委員会で報告のほうをさせていただいたところでございます。結果と今後の方向性という形でまとめさせていただいておりまして、結果は、本当に子どもたちの意見がこういう形でしたよというのをま

とめさせていただいているんですが、今後の方向性としては、区から子どもへの情報発信をどうしていくのかと子どもから区への意見発信ということで、やはりオンラインとオフラインのツールをそれぞれも持ちましょうというお話、また、区と子どもと双方向でのコミュニケーションについて少し記載のほうをさせていただいたのと、子どもの居場所づくりということで、中高生の居場所の検討ということで、今年度の取組につながっているというような内容の報告書となってございます。

以上でございます。

○小枝委員 なるほど。分かりました。

最後に、このちよだキース・フォーラムという名づけ親は課長なんですかね。（発言する者あり）ごめんなさい。どういう着想でしたでしょうか。

○加藤子ども総務課長 キッズとユースをかけました造語でございます。

○小枝委員 ああ、なるほど。はい、分かりました。

○池田委員長 はい。ふかみ委員。

○ふかみ委員 いいですか。皆さんのご意見等につながるものではあると思うんですけども、私もこの資料を読ませてもらって、全く違う方向で理解していました。読ませていただくと、ちょっと目的と手段のそごといえますか、一致していない部分があるんじゃないかなというふうに考えました。例えば、本当に政策を、子どもの意見を反映した政策を本気でつくっていききたいということであれば、先ほど言いましたように、中学生の居場所なんだけれども、何で小学生の意見を聞くのかなであるとか、まず、何で区民だけの意見を聞くのか。中学生の居場所を使うのが区民以外で千代田区に通っていらっしゃる方もいらっしゃると思うので、何で区民だけなのかなであるとか、何で30名なのか。実際の小中学の人口に対して1%なのか、統計学的には3%を聞くことによって、全体の意見だと分かるということだと思うんですけども、また、ほかの議員もありましたけれども、子どもの意見を政策にどうやってつなげていこうかということが議題であるならば、それを議題にして話してもいいんですけども、何でこれが居場所のトピックだったのかであるとか、こういったように民主主義を牽引する人たちが集まっている場で、どうやったら政策に私たちの民意を反映させるかというところで、意外にこの手法って結構大切だなと思うんですけど、この辺りはいかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 まず、なぜ区民なのかであったり、30名ということなんですが、やはり区民のお子さんがどう考えているのかといったところは非常に重要だというふうに思っております。もちろん中学生になると、他区のお子さんでも私立を中心、九段中等もそうですけども、入ってきますので、他区のお子さんのご意見を聞くというのも重要だとは思いますが、まずは、ちょっと区民のお子さんがどういうふうに考えているのかというのを確認したいというところでございます。

それと、あと、30名といったところですが、ちょっと会場のキャパというのが一つと、それと、あと、もう一つはちょっと大体こういったワークショップをやるときの最適的な人数が30名程度というふうには聞いておりますので、取りあえず昨年はもう25名から30名まで定員を増やしたんですが、そのぐらいの規模で子どもたちからこの時間帯でやるぐらいがちょうどいいんだろうというふうに言われているといったところもあって、今回もこれでやらせていただいているというところで。

もう一つ、なぜ居場所のテーマなのかといったところでございますが、昨年度も同様、トータル子どもの居場所ということでやらせていただいたところなんです。今年度、中高生のプレの――プレではございますが、そうした居場所の施設を設けるといったところもございますので、そこにちょっと焦点を当てさせてもらったというところでございます。なぜ小学生というのは、先ほど西岡委員のほうからお話がありましたが、将来、自分が使うとしたらどういうふうに思うのかといったところについて、ご意見を聞かせていただければなというところで、小学生も対象にさせていただいたところでございます。

○ふかみ委員 もろもろいろんな制約条件があると思います。ぜひ、今後、イベントではなく、本当に子どもの声が政策に反映するってどういうことなんだろうということが皆さんで議論できるような場づくりにしていただきたいと思います。

実は、私は、この資料を読んで、一番1行目にある小中高生世代が自らの経験や思いを言語化し、安心して意見を表明できる場というのを活性化していくイベントだと、私はこれを読み取ったんですね。お話の中にも、飾りつけであったり、デジタルツールであったり、言いやすいためのツールということだったと思うんですけども、意外にフレームワークとかルールとかメソッドロジみたいなものが結構コミュニケーションを、意見を言うというときに大切といいますか、多様な方がいらっしゃるとき、例えば、よく私たちが会社に入ると、まず、みんなでコミュニケーションルールを共通化しましょうと。例えば、今日は人の話を遮らないであるとか、自分が話したくないことは話さないでいいですよということを初めに言う。で、ルールを明確にするであるとか、話の順番も、感情から意見から言うのではなく、事実であるとか経験を先に言って、自分の意見と皆さんの意見をまとめて、その後、提案とメリットにつなげるであるとか、相手の気持ちを察する時間をつくるであるとか、何か意見を表明するためのルールって、世の中にいっぱい方法論があって、そういうのをぜひ子どものうちから、結構海外で仕事をする、日本人にお話をさせてインド人を黙らせることができるファシリテーターは一流だと言われるんですよ。それぐらい意見を言うということに対して、空気に飲まれてしまうところがあると思うので、ぜひ、こういったルールがあるということを踏まえて、言いやすい雰囲気づくり方というところをつくっていただけたらいいなと思いました。

○加藤子ども総務課長 ありがとうございます。本当にどういうふうな意見を聴取できるのか、多分、一番初めが肝要かな、初めのアイスブレイクの仕方次第で、本当に、その後、子どもたちから意見が出てくる、こないといったところは大きいかなと思いますので、そこは今回運営する委託業者とちょっといろいろ話して、進めてまいりたいと思います。

また、今回、職員研修ということで、こちらの子どもの権利について、2回職員研修をやるんですが、1回目には、こども家庭庁の専門員の方に来ていただいて、お話を頂く予定でございます。なので、職員は、そういったところの目的または精神といったところについて、今回学べるというふうに考えておりますので、そちらについても今後も深めてまいりたいと思います。

○池田委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 個別のことで聞き忘れたので、確認させてください。

ファシリテーターということだったんですけども、そのファシリテーターはどんな方ですかということが1点と。

それから、今回、万世橋出張所の8階という選択なんですけど、私がここを使ったら、結構、何だろう、明かりの暗さ、通常、普通に会議をやったり、区政報告をやったりする場としては、若干——せっかく川沿いにあるといいところなのに、ああ、こういうしつらえなんだと思った部屋じゃないといいなと思っているんですけど。結構よくはなかったですね。場所の選び方、いろいろ悩まれたと思うんですけども、工夫、先ほどの意見じゃないですけど、設定は工夫が要するかなという感じはしますが、どうしてここにされたのかというのと、その辺の工夫の余地があるかという2点、すみません、確認させてください。○加藤子ども総務課長 場所については、ちょっともう選びようがなかったというのが正直なところでございます。ちょっといろいろ動いていたんですが、なかなか取れなくて、今回ここにさせていただいたというところでございます。先ほど小枝委員のほうからご指摘を受けたご指摘……

○小枝委員 ここを使えばいいのに。ここは明るいよ。

○加藤子ども総務課長 ちょっと難しかったです。

○小枝委員 あ、そう。

○加藤子ども総務課長 はい。環境の工夫については、もう少し明るくなる、昼間であれば結構明るくはできると思うんですが、お日様が入ったりはしているときはかなり明るかったりしますので。ただ、ちょっと懸念という部分で、今回、ご指摘を頂いたというふうに思っていますので、環境面、例えば、ライトをもう少し手持ちのライトで設けるなど、ちょっと工夫のほうはさせていただいて、子どもたちが安心して意見を言える場といったところについては考えさせていただきたいと思います。

失礼しました。あと、もう一つ、ファシリテーターのことでございます。今回、委託の事業者がファシリテーターを務めることになってございます。様々な場面で、いろんな自治体で子どもたちから意見を引き出すというようなファシリテーターをやっているというふうに聞いておりますので、安心した……（発言する者あり）例えば、こども家庭庁から依頼があって、いろんな自治体に講師派遣だったり、ファシリテーターになってほしいといったところの、そういったこども家庭庁から依頼を受けて、いろんな自治体にファシリテーターに行くような人で、結構評判はいいというふうに聞いておりますので、そういったところを見込んで、今回、ファシリテーターをお願いしているというところでございます。

○池田委員長 はい。副委員長。

○えごし副委員長 私も1点だけ。先ほど小枝委員からもありましたけれども、やっぱり子どもの意見をどう反映しているかというフィードバックというのは本当に大事なというふうに思っていて、やっぱり意見をいろいろ言っただけ、また、そういうツールを使って、様々安心して意見を表明できる場をつくったとしても、じゃあ、それがどう生かされているのかとか、そこら辺が本当に分からないと、せっかく言ったのに何だという話にもなりますので、そういう意味では、やっぱり、しっかりと昨年度の結果、昨年度はもう全区内在住の、かなり大きくアンケートを取っていて、私も見ましたけれども、本当にたくさん意見を頂いていました。また、様々意見を頂いた上で、今年度も方策に生かしていただいていると思います。だから、そういうのも、また今回やったときに、ぜひお話をしあわせていただきたいと思いますし、あと、ホームページとかも、過去のを見た

ら、そういう先ほどまとめた報告書があるよという話もありましたけれども、今年度のところを見ても、ちゃんとそういう意見を反映していますよということはちゃんと伝えられるようにしていただきたいと思いますし、報告書もデザインとかもちょっと考えて、子どもの意見の伝えるというところで、子どもから意見があったのは、興味が湧くようなものがあると、自分たちもやっぱり見るというのがすごい多くあったんですね。だから、そういうところはしっかりとできるような発表というか、報告の仕方というのをまた考えて、ぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 今、副委員長のほうからご指摘いただいた点、チラシのほうは今印刷に入ってしまったので、ちょっと申し訳ないんですが、例えば、ホームページでうまいこと記載できないか、広報当局とちょっと相談して進めさせていただきたいと思いますし、また、今回のワークショップの実施に当たって、昨年度、こういった意見があって、今年度、中高生の居場所のところでございますが、こういうふうにつながっていますよというようなお話のほうはさせていただきたいと思います。

○えごし副委員長 多分、今後もこのキース・フォーラムをずっと続けていくと思いますし、私もすごいすばらしい事業だと思うので、そういう専用のホームページみたいなをつくってもいいのかなと。デザインも含めて、それは今後ですけど、いいのかなというふうにも思いましたので、またしっかり検討いただいて、よろしくお願いいたします。

○加藤子ども総務課長 今頂いているご意見も、昨年度の報告書の中に方向性としては子どもの専用のホームページをつくるといったところも、方向性の一つとして検討材料になってございますので、十分いろいろ検討して、取り組まさせていただきたいと思います。

○池田委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（１）ちよだキース・フォーラム２０２６の開催についての質疑を終了いたします。

次に、（２）私立学校等就学者支援電子商品券交付事業概要について、理事者からの説明を求めます。

○加藤子ども総務課長 それでは、教育委員会資料２に基づきまして、私立学校等就学者支援電子商品券交付事業概要についてご説明させていただきます。

まず、１番の目的のところでございますが、公立学校への支援との差を包括的に補い、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、区内店舗の利用を通じて、地域とのつながりを育み、全ての子どもの学びを支えることを目的といたします。

本事業は、私立学校等に就学する子どもを養育する保護者に対しまして、区内で利用が可能な電子商品券を交付することで、給食費や教材費等の就学に必要な費用を支援したいというふうに考えております。

事業概要でございます。

まず、名称ですが、ちょっと事業名が大変長うございますので、愛称ということで、私立学校等の子どもと区とのかけ橋という意味合いを含めて、ちよだBRIDGEという名前にさせていただければというふうに思っております。

また、（２）番の補助の内容でございます。区の指定の地場産品の基準を満たす対象店

舗、飲食店や書店、文具店等で利用できる電子商品券を子ども1人当たり8万円、年間8万円を交付するものでございます。

また、（3）番の対象でございますが、私立の小・中学校に在籍する児童生徒に加えまして、国立・都立・インターナショナルスクール等の多様な教育機関に通う児童生徒を含む、約1,600人程度となっております。簡単に、ちょっと文章は長いんですが、区立学校に通う以外のお子さんに対して出ささせていただければというふうに考えております。

続いて、（4）ですが、対象店舗数ですが、約1,200店舗を想定してございます。

そして、続いて、3番のスケジュールでございます。こちらは予定となっておりますが、7月20日に広報千代田やホームページへの記載、また、8月のでければ上旬に申込みの受付を開始したいと思っております。10月頃に電子商品券の利用を開始いたしまして、その期限は令和9年3月末と考えてございます。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 区民の方からもよく問合せを頂くところではあるんですけども、この1,600人程度というのは、いつ時点で区民であったりとか、あるいは私立の学校に行っている、こういった切り分けというのはどのようにされているのでしょうか。

○加藤子ども総務課長 できればなんですが、7月末ぐらいの期限をもって人数を固めさせていただければと思っております。ちょっと、その辺り、今、データ、（発言する者あり）すみません、しょっぱなですね、しょっぱなこの通知を送る際の基準としては、先ほど言った、そのときに住民登録をしている私立学校等に通っている、（発言する者あり）あ、失礼しました。4月1日時点ですね。4月1日時点で考えております。その後、転入とかで入ってこられる方につきましては、その都度、通知のほうを送らせていただいて、通知のほうからしていただいた後にお申し込みいただくというような形で考えてございます。

○おのでら委員 そうすると、例えば、8月に転入されてきたと。で、4月からもう既に私立には通っている。そういった場合には対象になって、かつ、満額8万円出るということでしょうか。

○加藤子ども総務課長 そのとおりでございます。

○おのでら委員 一応確認ですけど、例えば、10月から利用開始ということですが、それよりも後に転入された場合、こういったときにはどうなるのでしょうか。

○加藤子ども総務課長 基本的には、申請日時点で住民登録があれば、それでお申し込みいただける形になります。

○おのでら委員 ああ、そうですか。

ちょっと他区でもこの事業が始まっているところもあるので、区によって二重取りできる可能性もあると思うんですね。なので、ちょっとそれは他区の状況を見ながらというのをお願いしたいなということと、全部対象にさせていただけるのはありがたいんですけども、そうであれば、8万円を少し月割りにするとか、そういった考え方もあると思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 ちょっと他区の事例も見させてはいただいているんですが、一応、今の設計としてはそういう形で考えているというのが一つあります。これを月割りにして

しまうと、一時所得でなくて、雑に入ってしまう可能性が高いので、できれば、ちょっと一括でお支払いのほうをさせていただきたいというところでございます。

○おのでら委員 あと、利用期限のところですね、初年度ということで、ちょっとやや使える期間というのは短いなという印象を受けているんですけども、特に、今回、教材費を対象にしているということもあると思うんですね。通常は4月とか5月に新学期とか、そういうのが始まったときに、やっぱり本ですとか辞書ですとか、そういった買う子というのは多いと思うので、そういった意味でも、初年度だけでももう少し期限を延ばしてもらえとか、そういったご検討はいかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 どうしても年度の予算でございますので、3月末までがちょっと我々としては限界というふうに思っております。開始の月をもう少し早くできないかといったところは私どもも思っておりますので、ちょっと何とかそちらについて検討のほうをさせていただきたいというふうに思っております。

○池田委員長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 私も、利用期限9月末、短いかな——あ、ごめんなさい、令和9年3月末、短いかなという気はするんですけど、これは、すみません、確認なんですけど、現金でなく、電子クーポンになったというのはどういう理由でしたっけ。

○加藤子ども総務課長 まず、現金ですと、どうしても貯蓄に回ってしまう可能性もあったりはしますので、我々としてはやはり使っていただくお金をお渡しできればというふうに思っております。なおかつ、今回、こちらの電子商品のスキームでございますが、あくまでも使い切りのお金を事業者のほうに渡すということで、8万円使って、例えば7万円しか使わなくて、1万円余ってしまったという場合には、事業者のほうから返金を受ける形で考えております。ですので、使わなければ、その分ちゃんと戻ってくるという形になりますので、現金ですと、それが要は分からないですけど、たんすにたまってしまう可能性もあるということもありまして、今回、電子商品券とさせていただきたいというふうに考えております。

○牛尾委員 それは、事業者のほうとはもう了解済みなんですか。

○加藤子ども総務課長 まだ最終段階の詰めの部分で、契約締結というところにまでは至ってはいないんですが、そちらについてはもう合意は取れております。

○牛尾委員 分かりました。

今回、事業は違いますけれど、区が全区民に出したカード、VISAカードですね、あれも結構使い勝手が悪いとか、よく分からないとか、そういったことで使い残しがあるんじゃないかというふうなことも言われていますんで、今回、期限がほんと短いんで、十分に活用してくださいという周知だけはしっかり行っていただきたいと思います。

○加藤子ども総務課長 もちろんでございます。今回使っていただくことでお配りしますので、そちらについての周知のほうは進めてまいります。

○牛尾委員 あと、もう一点だけ。この2番の補助内容で、区指定の地場産品基準を満たす対象店舗って、この地場産品基準を満たすというのは、どういうことなのかなということなんです。

○加藤子ども総務課長 こちらにつきましては、ふるさと納税の仕組みをちょっと利用させていただきたいと思っております。総務省のほうで、地場産品の基準というのを定めて

おります。主に地域内で生産するもの、また、主要部分の地域内の生産、あと、加工工程の付加価値ということで、飲食店は大体こちらに、今言いました3番のところ、加工工程の付加価値といったところに該当いたします。それ以外の文具店や書店などにつきましては、これは区長が、区が認めた店舗という形でやらさせていただきたいと思っております。○牛尾委員 ということは、例えば、まちなかでちっちゃい文具店なんかがありますよね。そういうのも対象になるし、あとは、ヨドバシみたいな大きいところもありますよね。そこは対象にならないの。

○加藤子ども総務課長 あくまでもどこの店舗で使えるかというのは、こちら、区のほうで決められますので、そういった本当に小さな文具店さんであったり、書店さんといったところを指定はできるんですが、大きなスーパー、コンビニ、ドラッグストア、要は、いわゆるチェーン店につきましては、今回の店舗からは除かせていただくという形で実施のほうをいたします。

○牛尾委員 あ、そう。

確かに地場産業を大事にするということ、地元の商店を大事にするということは大事なんですけれど、やっぱり使う側から見ると、例えば、辞書もちょっと特殊な辞書が欲しいなといった場合、やっぱり大きい店舗にしか置いていないとか、通販でしか買えないとか、そういった場合もあるわけじゃないですか。そこを対象外というふうにしちゃうと、なかなか使い勝手が少し悪くなる。もちろん地場産業、地元の商店を大事にするということは大事なんだけれども、やっぱり買いたいものがなかなか売っていないという場合もあると。そこは、ちょっと柔軟に対応したほうがいいんじゃないかなと思いますが、いかがですか。○加藤子ども総務課長 予特のときにもそういったご意見を頂いたというのは、重々承知してございます。ただ、あくまでも、今回、地場産業、千代田区の店舗を知っていただくと。私立学校に通う多くのお子さんたちが区内でなくて区外の学校に通っていらっしゃるというような現状を見ますと、やはり区内の商店のほうを使っただいて、区内のことも知っていただくということも、今回、一つ、サブ的な目的ではございますが、そういった形を考えております。利便性を高くするということだと、そういった店舗も含んで当然くるんですが、やはりそこに集中してしまうという可能性も否定はできませんので、今回はこのようにさせていただければと思います。ただ、今後について、またご利用いただいた方々にアンケートなり取らせていただいて、もちろん今おっしゃっていただいたヨドバシとかのところで使いたいという声が出てくるかなとは思いますが、どうしてもそれは裏腹になってしまいますので、そういったところも踏まえながら、検討のほうはさせていただきたいと思います。

また、今考えている店舗が先ほど1,200と申しましたが、お声を頂いて、ここの店舗さんでも使いたいというようなところであれば、営業をかけることは可能でございますので、そのこのそういった声をお寄せいただきながら、こちらの事業のほうについては取り組ませていただきたいと思っております。

○池田委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 この全体の、何というんですかね、総予算、それと手数料というんですかね、事業者のほうに払う、大体、その概算を改めて教えてください。

○加藤子ども総務課長 トータルの予算は1億2,000万余という金額でございます。

原資となるのが、お子さん、大体、七、八千万が今回のクーポンとしてお出しする金額だったかと思います。残りが委託料だったかなというふうに思っておるんですが、詳細は、すみません、ちょっとお時間を頂ければと思います。

○小枝委員 初めてだと思うんですね。事務経費がどのぐらいかかるのかということはやっぱりごく基本的な話で、（発言する者あり）あ、違う。

○加藤子ども総務課長 失礼しました。大変申し訳ございませんでした。先ほどの答弁をちょっと訂正させていただければと思います。

委託料につきましては、大体2,000万程度でございます。細かく言いますと、2,048万4,000円でございます。それから、クーポンとしての金額は、1億132万円でございます。もう一回繰り返します。委託料が2,048万4,000円、それから、クーポンのほうの金額が1億132万円でございます。

○池田委員長 課長、大事な予算を取ってきているから、1回目にそれをちゃんと答えていただくぐらいじゃないと、ちょっと今のは、答弁訂正は分かるけれども、もうちょっとしっかり捉えていただきたいと思いますので、これはご指摘しておきますから、よろしくお願いします。

小枝委員。

○小枝委員 政策判断として踏み込んだ、そして、子どもたちに寄り添うという姿勢は評価いたしますけれども、そして、私は、若干、先ほどのやり方、話題とはそれる、やはり大義名分というのは非常に大事だと思っています。なので、その費用をかけて、公立の子どもは守る、私立の子どもは格差を少し埋めるというけれども、やっぱり地域の子どものとして地域を知って育ててほしいという願いを込めてこれをやるんだというところの踏ん張りは一定程度大事だろう。ただ、その中で、地場産業をどう捉えるかというのも、本当だったら、リスト化されていると。これから考えるという話じゃなくて、もう基本あるわけですね。それは、神保町だったら本屋、あるいはカフェ。そこもまた変な争奪戦になるのではなくて、どういうふうな考え方で来ているのかというのは、やっぱりすっきりとブレゼンがされるといいかなというふうに思うんですね。

その辺、ざっくりとどういう――先ほど委託料と言ったのは、これ、いわゆる事務経費の話ですね。事務経費ということですね。で、前のVISAカードとは違うよということだったんだけど、どのくらいそういった受け手の業種があって競争があるのか、それとも、もう、1社しかないという状況なのかということも気になるところ。ちょっとまとめて言えば、他区というのはどこで、どんなことをやっているのかということも聞かせてください。

○加藤子ども総務課長 先ほどの答弁、大変失礼しました。申し訳ございませんでした。

それと、今頂いたご質問でございます。他区でどういうふうにこの事業をやっているかというところでございますが、多くは電子クーポンではなくて、現金で給付のほうをしているところが多いでございます。というか、電子クーポンでやるのは、多分、千代田区が初になろうかなというふうに思っております。

○小枝委員 他区というのは何区ですか。

○加藤子ども総務課長 はい。申し上げます。新宿、文京、墨田、江戸川、中野、杉並。それから、今年度、ちょっとまだ具体的なやり方は分かりませんが、大田、板橋、それか

ら、港のほうは現金で配るというのをこの間発表されていらっしゃいます。ですので、9区のほうで実施のほうをされていて、千代田区は其中でユニークに実施のほうをさせていただきますが、電子のほうで配らせていただくというところでございます。

○小枝委員 恐らく、多くの区は給食費の差額だと思うんですよね。恐らくね。千代田区の場合は、教材費を乗せているというところがあるので、その配慮というか、バランスというものを取られたという考え方なのかなというふうに思うわけなんです。つまり、なぜ、今、1、2、3、4、5、6、7、8、8区ということがスタートされているということかというと、やはり給食無償化の流れに対する都民との関係ということだと思うんですよね。だから、ここ、東京都からの助成というのが入っているんでしたっけ。

○加藤子ども総務課長 東京都のほうが今年度予算で私立の小中学校等に通う給食等に対して、補助のほうを今年度予算として生活文化局のほうで予算化しているというところでございます。

○小枝委員 生文でね。なるほど。

であれば、生文のほうから来ている補助金の、何というか、土台というのが幾らなのかというのも、今のさっきの1億幾ら、幾らと言うんだけど、説明としては、言っていたほうが分かりやすいのかな。どうでしょうか。

○加藤子ども総務課長 生活文化局からの資料ですと、予算としては15億円積んでいるという……

○小枝委員 千代田区の。

○加藤子ども総務課長 あ、千代田区分ではなくて、まだ、一応聞いているところだと、各自治体に1億円というふうに聞いてございます。

○小枝委員 はい。結構です。

○池田委員長 いいですか。

はい。ふかみ委員。

○ふかみ委員 私も、こちらの私学に通う家庭への支援はいいお話だったなと思っているんですけども、8万円の給付根拠であるとか、何かこれを払うと何が解決するのかって、よく分かりにくいなと思うんですよね。今言ったように、給食費、教材分なんじゃないのと言いつつ、このクーポンで買えるものは飲食店、書店、文具店。で、目的に学びを支えると書いてあるんで、ごめんなさいね、今日、資料の話が多いですけど、学びを支えると書いてあるんですけど、飲食店で利用ですと。何かこういった税金を徴収して、何かのギャップが、格差があるから、また戻しますという形のものであれば取らないでもらいたいという。結局、中抜きがあるだけなんだと思うんですよね。皆さん、私たちが働く費用であるとか業者に払う費用であるとか。だから、今の話ではないですけども、これから何かこれは結構増えそうなんで、うーん……、何をやっているのかなと。目的があって、課題があって何かを解決するのであれば、全然出すのは明確だと思うんですけど、誰かと比べて一緒じゃないから、使途と課題と手段が合わないものを払い続けるというのは、やっぱり徴収されている立場からすると、何のために区民としての責任であるとか義務を果たせるのか、皆さんの説得力をどこまで納得していただけるのかというのは、今後考えていっていただきたいなと思うところです。

○加藤子ども総務課長 行政の役割の一つとして、富の再配分といったところを我々は持

っているんだとは思っております。今回、税金を徴収させていただいて、区民の方々から徴収させていただいて、その血税たる予算をどういう形で分配するかというこの事業になるかと思います。今回は、あくまでも区立のお子さんたちに対しては給食費の無償化、また、本区の場合、教材費の無償化まで今踏み込んで実施をしております。ただ、どうしても、私立のお子さんに対しては、今回、そちらのほうを実施していないといったところで差が生まれているといったところの、差額としては本当に一部になろうかとは思いますが、こういう形で、今回、1年間で8万円という形でやらさせていただきたいというものはございます。ただ、この説明でご納得いただけるかどうかといったところについては、ちょっと、これは、我々としてはご納得いただけるように説明のほうをこれからもさせていただくという形になろうかと思います。

○ふかみ委員 もっともだと思えます。現状、大体、賃上げが3から5%、それが実装されているような状況にあります。特に弾力性のあるところだと、1.5倍ぐらいまで賃金が上がって、2020年と比べると賃金が上がってきている業界があり、格差が広がっているというのが現状だと思うんですね。そのときに、一律という考え方が今後合っているのかというのが疑問でありまして、前から思っていたんですけども、そうであるならば、世帯収入の何かこのレンジ、要するに、賃金を増やすところに人材を移行させるということのほうが、何か今の経済対策をするのであれば意味があると思っていまして、本当に困って、私立に通わせている世帯で困っているのが例えば1,200万から1,400万のレンジだと、例えば。そこに対して、こういった差額を払いますというのであれば、一つの例ですけども、やはりある程度賃金モデルを前提とした考え方を導入していくというのは、今の経済状況を考えると、何か必要なのではないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○加藤子ども総務課長 賃金モデルといった部分については、今回検討する中で考えさせていただく一つにはなっていますが、ただ、どうしても本当に多種多様と申しますか、いろんな方々が千代田区は本当にお住まいなんだなといったところは、今回、分かっているところで……

○小川子ども部長 委員長、すみません。補足をさせてください。

○池田委員長 子ども部長。

○小川子ども部長 今般のこのクーポン配付事業については、あくまでも子育ての経済的支援という、そういう側面があります。今回は、所得の多寡にかかわらず、公立と私立の方への支援の公平性をなるべく保つといいいますか、今、相当差がある状況の中で、あくまでも収入ではなくて、公立と私立に通っているそれぞれのお立場の間の公平性を保つといった、そういった趣旨であります。そして、今、課長からも説明ありましたが、あくまでも、これは給食費だけではなくて、教材費などを含む公立と私立の間での経済的負担の公平性を少しでも保つためという、そういう趣旨でやっております。ですので、所得の制限というものは、公私の差を埋めるという趣旨からして、ふさわしくないということで、今回は設けないで実施をしたといったところでございますので、その辺りはちょっとご理解いただきたいというふうに思います。

○池田委員長 はい。先ほど、これは委託料2,000万ということだったんですけども、今回、新規事業ということで、事業者、委託業者にどれだけ使われて、どこで使われた

かというのをしっかりと調べてまとめていただいて、使わなかったものは返金されるというところも、ちゃんと、そこは結果として、来年の決算になるのかもしれないけれども、表していただきたいんですけども、その辺りはいかがですか。

○加藤子ども総務課長 今、委員長におっしゃっていただいたところにつきましては、そういったことは可能であるというふうに事業者のほうから聞いておりますので、精緻にいろいろ分析をしながら、こういったところで使われている、また、使われていないといったところも踏まえて、来年度に結びつけていきたいなというふうに思っております。

○池田委員長 うん。おのでら委員からもあったけれども、今年度は初年度ということで、準備が進まなかったというところもあるけれども、ちょっとスタートが遅かったと。で、使える時期も短いと。本来だったら、新年度に向けてというのかもしれないし、そうすると、来年度予算のときには、もう事前にそういうことができているのかもしれないし、その辺りは部の中でしっかりと検討していただいて、じゃあ、次年度はどの辺り、来年度どの辺りで給付ができるのかというところは検討しているんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 そろそろ来年度予算の編成に向かっていくといったところもございます。来月ぐらいにはもう方針のほう、予算の編成方針のほうも出ているかと思うので、そういったところを踏まえて、来年度、こういったスケジュールで実施をしていくのかといったところについて、もちろん検討のほうをさせていただきます。

○池田委員長 はい。副委員長。

○えごし副委員長 私、1点だけ確認なんですけど、電子決済サービス、これから予定されていると思うんですけど、例えば、これからそれをやらせよう、電子決済サービスをやるときに、何か必要な機材とかがあったりするんでしょうか。

○加藤子ども総務課長 今おっしゃっていただいたのは、店舗のほうでございますか。基本的にはQRコードが読み込めれば大丈夫でございます。

○えごし副委員長 大丈夫ですね。

今は、基本、大体使えるところが多いと思いますけれども、地元の、例えば、小さいお店とかでは、そういうのもないところもあるかもしれない。でも、そういうのを導入するのに補助も結構ありますので、そういうところも丁寧に説明して、やりたいと言ってくれた店舗、また、営業をかけてお願いする店舗が安心して導入できるように、そこもまたケアもしていただきたいと思います。

○加藤子ども総務課長 今、副委員長のほうからご指摘いただいた点も踏まえて取り組んでまいります。

○池田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）私立学校等就学者支援電子商品券交付事業概要についての質疑を終了いたします。

次に、（３）電子黒板等の購入について、理事者からの説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、私から、電子黒板等の購入につきまして、教育委員会資料３に基づいてご説明のほうを申し上げます。

本件ですが、第２回定例会においてご審議をお願いする予定の案件でございます。別途、契約課のほうで企画総務委員会にてご説明しておりますが、本委員会にも情報提供させて

いただくものでございます。

では、資料をご覧ください。項番 1、概要でございます。

このたび、電子黒板ですが、九段小学校の各教室で使用しているプロジェクター型の電子黒板をディスプレイ型の電子黒板に入れ替えるものでございます。合計 23 教室への設置を予定しております。

この九段小学校ですが、電子黒板としまして、平成 30 年度の改築時に設置しているため、令和 2 年度以降に整備した他校より古い形式の機器となっています。老朽化に伴い、修理件数が現在増加している中、また、修理用のパーツが在庫限りとなっているため、他校に先行して今回入れ替えることといたしました。

本件について、公募制指名競争入札を実施しておりまして、落札金額は、こちら、表にありますとおり、3,784 万円となっております。この納期ですが、8 月末としまして、夏休み期間中に入替えを全て完了する予定でございます。

実際の物品につきましては、資料の項番 2 のほうでご確認いただければと思います。

本件についてのご説明は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

本件は、第 2 回定例会契約案件になります、契約議案に入りますので、こちらでは契約案件以外の質疑を受けます。

○西岡委員 まず、これは、従来品とどのようなところが異なるのか。機能がアップするのであれば、どういうふうに子どもたちに生かせるのかということを教えてください。

○上原指導課長 現在入っているものは、プロジェクター型としまして、そちら、資料にあるのがディスプレイ型なんですけど、この上にプロジェクターがいわゆるくっついているような状態で、今、設置されております。こちらに、プロジェクター型にしますと、実は、日光だとか照明の具合によって見えづらさが今発生しているというところで、座る座席によって、そこでちょっと不便が生じているというところです。また、今回、ディスプレイ型にさせていただくことによって、図形ツールだとか、また、定規機能だとか、あと、グリッド機能等、様々な機能が同時に付与されまして、直接、このディスプレイに書き込む等、利便性も向上しているというところで、学習に大いに生かせるものというふうに考えております。

○西岡委員 これは、今回、九段だけですけれども、ほかの区立学校のほうにも順次導入していくということでもいいんですよね。今、ホワイトボードと両方で活用していて、すごい使いにくそうにしていっちゃうるので、ちょっと、そこはどういうふうに組み立てているのか、お願いいたします。

○上原指導課長 今回、九段小学校、先ほどお話ししたとおり、平成 30 年に先に入れさせていただいたので、やっぱり老朽化というところで入れ替えさせていただいております。今後、同様に同じものを使用していますので、老朽化が進んでまいりますので、順次、ほかの学校のほうも入替えのほうをさせていただきたいなというふうに考えてございます。

それと、ホワイトボード等の利用の仕方ですけども、電子黒板がこちらに入りますと、さらに利用の頻度、利便性が高まりますので、その辺り、しっかりすみ分けした学習活動、また、学校生活の中でも使えますので、そういったところでの利便性向上というのが望まれるかなというふうに考えております。

○西岡委員 そうですよね。まさに教師と児童のほうで双方向で使用する機会が多くなると思うんですけども、そういう場合、児童のほうのタブレットの充電というのは学校で対応できないんでしょうか。

○上原指導課長 タブレットの充電でございますね。

○西岡委員 使用する頻度が増えるんだから、その分、今は——いいですか。

○池田委員長 はい。西岡委員。

○西岡委員 今、これは前々から議論になっているんですけど、自宅で、要は、タブレットを使用しようと、しまいと、家で充電をしなければいけないと。充電できていなければ、先生が仮に充電してくださることもあるらしいんですけども、これは、前にも言ったとおりで、ロッカーのほうに、例えば充電器を配置して、そのまま子どもたちが持ち帰らなくてもいいような工夫ですとか、要は、充電をし忘れたがためにというのは、すごい不便なんですよね。学校で充電できるような工夫というのは、今後、要は、ここで機能更新じゃないですけど、こうやって教師と児童のほうで双方向で使用頻度が増えるのであれば、そういう工夫というのはセットでお願いできないのかなと思ったんですけど、いかがでしょうか。

○上原指導課長 現在、充電のほうを各家庭でお願いしているところなんですけども、例えば、一斉に端末をつないでしまうと、学校の実容量としてオーバーしてしまいまして、場合によっては、何というの、落ちちゃう、ブレーカーが落ちてしまうという可能性があって、そうすると、保健機能だとか給食機能だとか、全て停止してしまう可能性がございますので……（発言する者多数あり）

○西岡委員 そこは……

○池田委員長 全学年で。全学年。

○上原指導課長 学校の容量って、意外とそんなもんなんです。ただ、もし忘れた場合にに応じて、モバイルバッテリーを各学級11台ずつ今配置していますので、現在、それで対応させていただいているところでございます。

○池田委員長 はい。白川委員。

○白川委員 これは、GIGAスクール、NEXT GIGAスクールの指導に沿ったものでしょうか。

○上原指導課長 NEXT GIGAスクールというところで、今、同時にリプレイスもかけるところでございますが、それらに全て対応できるようにということも考えております。この電子黒板一つで、現在、こういった機器というところは、他区でも同様に進めているという話も聞いておりますので、文科省の多少モデルとして示されているものの一つでもあるかなというふうには認識しております。

○白川委員 GIGAスクールの総括というのがまだ文科省から出てきていなくて、どうも失敗しているんですよね、私の感触だと。要するに、これを導入したことによって、成績が上がったという証拠は1個もなくて、でも、文科省、私は何遍も問い合わせしているんですけど、1個も回答してこなくて、ほかの省って、結構丁寧に返してくるんですよ。だから、非常にひどい省で、しかも、今回失敗したのに、NEXT GIGAをやってくるというのは、これは文科省の体質なんですね。で、千代田区としては、文科省が指導しているんだから合わせなきゃしょうがないでしょというのは分かります。分かるだけ

ども、これを唯々諾々とやっている、子どもたちがかわいそうだなと思っています。

前に、一般質問でタブレット化によって、スウェーデンの例でどうも学力が低下してしまったという、それは小学生ですけれども、例がありました。それは読解力が明らかに落ちたと。思考力の深さというものも明らかに落ちたということだそうです。逆に、基本がきっちりできた後の運用においては、電子黒板とかタブレットというのは非常に有効だったというのが分かったので、その部分というのはいいと思うんですけども、小学校のときに、もう一回、文科省の言うとおりにやるというのは、私は少し抵抗があるので、あくまでこれは様子見というんですかね、これをきっちり進めるというのはどうかなと思っていますんですが、いかがでしょうか。

○上原指導課長 私どもも、しっかりした知識・技能というのを獲得というのはすごく大事というふうに捉えております。今回、電子黒板に関しましては、一つ、例えば、大きく映せるというようなメリットの部分だけしっかり活用しながら、しっかり子どもたちには知識・技能を含めて思考判断・表現、そういった確かな力というのを身につけるのは、これは前提でございます。なので、こういった部分も活用しながら、うまく上手に活用しながら必要な能力というのは確実につけていくというところは、学校教育としてしっかり行っていくところというふうには考えております。

○白川委員 ちょっと希望だけ申しますと、やっぱり1・2年のときはもう紙できっちりやると。2・3年では、自分の考えを入力するぐらいはやって、ハイブリッドにやっていくと。5・6年に関しては、ある程度デジタルでやっていくみたいな分け方のほうがいいのかと思っています。それは何か論文ないかなと思って探したら、やっぱりそれに應用するような論文があったので、ぜひご検討をお願いします。

○上原指導課長 各発達段階に応じた、要は活用の仕方、情報活用能力で、例えば、1・2年生で全く触らないと、いわゆるキーボード打ちだとか、その辺りが遅くなってしまうと、その後のやっぱり能力として十分じゃないので、必要な能力というのは当然つけていく必要があるかと思うんですが、紙というベースというのは大きく変わらないところです。それは5・6年生になってもしっかり書く活動だとか、そういったところは大事にしております。現在も新聞を活用して、それらを読み解いて、自分がどう表現していくか、どう考えていくかというのを書く作業というのをワークシートを用いて5年生でさせていただいているようなこともございます。というので、書く活動とか、それは必ず取り入れて、それは学年にかかわらず、必ず取り入れながら、こういったG I G A端末等も含めて、しっかりした能力を育てていきたいというふうに思っております。

○池田委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 環境教育というところからちょっと。これ、議案関連だから直接じゃないんですけど、こうした大量廃棄をするときにぜひお願いをしたいのは、それがどういうふうによりサイクルされるのかということもセットでプレゼンをしていただきたいなと。それは子どもたちに対しても、これは8年で廃棄ですよ、大量廃棄。これ以降もたくさん出てくると思うんですけど、それがやはりリサイクルされていくんだよと。まあ、されていなかったら、これは大問題なんだけれども、こういうふうにされていくということをちゃんと努めて議会のほうにも言ってもらいたいなと思っていますところですよ。

もしかしたら仕様書事項かもしれないんですよ。やっぱりちゃんと仕様書にそういう

ことが書かれた中で通っていくというふうにしないと、使っちゃって終わりにしちゃうと。そこだけちょっと教えてください。

○上原指導課長 今回、大量に廃棄とも出てきますが、適切な業者にいわゆる収集、運搬、廃棄というところの明言ですけれども、こちらとしても、例えば、タブレット端末等を廃棄している業者のほうも一度確認はさせていただいております。また、子どもたちにもそういう、先ほどお話ししていたというところで、当然、社会科の学習で5年生はちょうどリサイクルだとかリユースだとかリデュースだとか、3Rですね、その辺りの学習があって、社会科見学等でそういったいわゆる自分たちの端末がどういうふうに処理されてというところを見学しているような学校もございます。そういったところを少し広げていきながら、そのまま何か新しいものが来たからよかったというような考え方にならないように、それは教育として非常に大事かと思っていますので、併せて考えていきたいと思います。

○池田委員長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 私も、それ、関連なんですけれども、先ほど白川委員言ったように、ボード等、学力との関係がクリアでないということと、今のプロダクトのライフサイクル、こういった商品のライフサイクルとかを考えていくと、これもいろんな指示の下にあるんだと思うんですけども、一気に替える、いろいろ業者さんとの商売もあるんだと思うんですけども、一気に替えるという方向性ではなく、何か駄目になったものから替えていくという方針のほうが今の時代には合っているんじゃないかなと思って、すぐに反映されるとは思わないですけども、何か少しずつ替えていっていただいたほうが、無駄な処理とかが行われないでいいんじゃないかなと思うんですけども。

○上原指導課長 今回、電子黒板に関しましては老朽化というところで、今後、段階的にそれぞれの順次学校ごとに年度ごとに替えていくというところで、一気に替えるというところはないんですけども、例えば、タブレット端末等はリースの期間がございますので、そこで同じもの、共通のものを使っていくという一つの目線で、一気に替えさせていただくところもあるんですけども、順次、そのような替えていくような取組はして、一気に廃棄が多くならないようなというところ、そこにつながるかどうかちょっと分からないんですけども、そのようにさせていただくところでございます。

○池田委員長 はい。西岡委員。

○西岡委員 すみません。確認ですけども、オンライン事情ですとか、例えば、はくちよう教室もそうですけれども、不登校のお子さんたちにとってはすごくありがたいというお声もあるんですね。そういう意味では、今回、さらに充実できるんでしょうか。

○上原指導課長 今回、電子黒板に関して、不登校のお子さんに対して充実できるかどうか、とかどうかはあれなんですけど、例えば、オンラインで授業を受けるときに、電子黒板のところを映し込むことができるとか、今回新しく入れさせていただいている電子黒板と1人1台端末のところにアプリケーションが入りまして、そこを実は子どもたちもタップしますと、電子黒板とリンクするというような、ちょっと自分の考え方をそこで共有できる。ただ、ちょっとWi-Fi機能なので、その近くにはないといけないというデメリット、そこは難しいところがあるんですけど、先生のほうで拾い上げて電子黒板に共有するとか、そういったところもできるかなというふうに思っています。

今後、リプレースをかけていく、リプレースが入ってきますと、さらに活用というところ

ろで、いわゆるゼロトラスト環境になりますので、外で十分に活用できるような環境も整ってきますので、そういった意味で、不登校のお子さんだとか、現在、はくちょう教室でも不登校のお子さんがオンラインで参加しているという事例もありますので……

○西岡委員 そうですね。

○上原指導課長 そういった部分は広がっていくかなというふうに思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（３）電子黒板等の購入についての質疑を終了いたします。

以上で、子ども部を終了いたします。

続いて、保健福祉部の報告に入ります。保健福祉部（１）（仮称）神田錦町三丁目施設について、理事者からの説明を求めます。

○岡福祉総務課長 私のほうから保健福祉部資料１に基づきまして、（仮称）神田錦町三丁目施設について、来る第２回定例会において、条例の制定の議案を提出する予定でございますので、頭出しのご報告とさせていただきます。

項番１、概要でございます。旧千代田保健所敷地にて整備を進めております（仮称）神田錦町三丁目施設の開設に向けまして、公の施設の設置・管理に係る事項及び当該施設の管理を指定管理者制度で行うために必要な事項について、条例をもって規定の整備を進めるといったものでございます。

２番、施設の各機能及び実施主体ですけれども、まず、緑の部分が、普通財産の貸付けという形で、障害者支援施設、高齢者施設それぞれ民間事業者に行っていただく予定でございます。指定管理者が受け持つ部分としましてはこのピンクの部分、１、２階の地域交流スペースを事業運営するものと建物全体の保守・維持管理主体を担うと、こういった二つの機能について、指定管理者を用いるといったものでございます。

３番、規定の主な内容でございますけれども、（１）名称は「千代田区立神田錦町福祉施設」としまして、位置は「東京都千代田区神田錦町三丁目１０番地」とする。（２）錦町施設内に会議室を設置する。（３）錦町施設は、併設する障害者支援施設及び高齢者施設の機能を有する施設と連携をする。（４）番、錦町施設は、障害者や高齢者の福祉の増進に関すること、地域における新たな賑わいや交流の創出に関すること等を行うものとする。（５）番、こうした（４）番の事業運営及び錦町施設の保守・維持管理等につきましては、指定管理者が行うものとする。（６）番、会議室の利用料金について、所定の規定を定めるものとする。こういった内容の規定を設けた条例案の提出を差し上げたいといったところでございます。

４番、今後の予定につきましてですけれども、令和８年第２回区議会定例会にて上記規定を整備した条例の制定を目指すといったところとしております。

報告としては以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

本件は、第２回定例会で議案になる予定の案件でございます。事前審査とならないよう、ご協力をお願いいたします。概括的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いいたし

ます。

○小枝委員 概括的な質疑ということ、資料要求等ということなんですけども、私がここを、皆さんが待ちわびた、議会の意見もあって、やっと完成する施設ということもありまして、若干、でも、心配をするのは、例えば、高齢者施設、特養ホームであれば、かんだ連雀だったらば、そういう、何だ、この間、80周年のオープンイベントというのが、何ですか、記念イベントなんていうのがありましたけれども。つまり、一つの指定管理者が施設も管理も全体をやるというのと、こういう、何というのかね、何階建てというのかしら、施設を管理するものと障害者のところと高齢者のところがまた違うというような、こういうやり方というのは結構大変だろうなというふうに思う。利用者からしても、例えば、ジロールだったらば、何ですか、きのこの会でしたっけ。全部、施設長がいて、施設の法人の考え方があって、理念があって、その理念の下に全体に貫くビジョンみたいなのがあるんですよ。けども、こういう場合、どういうふうにするんだろうというのが、正直、運営上、分かりにくいところがある。なので、複雑化した権利関係みたいところで、どういうふうに理念を共有していくのかというところが分かるような資料があったら、ありがたいということが1点。それから、もう一点は、いつも議論になるんですけど、賃料なんですね。福祉施設というのは賃料のウン%を取るみたいなのがあるじゃないですか。あれは取らないのかどうか。私は取らないでいいんじゃないかというふうに思っているんですけども、その辺の議論もしっかりされていれば、提出していただきたいということですね。

複数業者からの場合の指定管理のやり方、それから、連絡の仕方、理念の共有、そういったところはどうなっているか、教えてください。

○岡福祉総務課長 2点につきまして、いずれも資料を議案審査に向けて用意させていただきます。

一つ目につきましては、いきいきブラザー番町も同じような状況、施設全体を管理して、特養であったりとか施設機能を設けるものと、あと、地域包括支援センターですね、あんしんセンターの機能を持っている法人が別個分かれておりまして、ただ、それは高齢者施設でもっての両者が連携が取りやすいといった前提でのものでございまして、今回、神田錦町は、ご案内のとおり、障害者に関する決議から始まっておりますけれども、その後の調整で障害者支援施設と高齢者支援施設と、そして、地域交流施設と、こういった機能を併せ持ったものでございますので、そうした理念というのをしっかりお示しできる資料というのを用意したいというふうに思います。

○小枝委員 はい。

○岡福祉総務課長 2点目の賃料の減免につきましても、区の、ないし、区議会の制度もございまして、そういったものも含めたものをお示しできる資料を用意したいと思います。

○小枝委員 ありがとうございます。お願いいたします。

ここは、三つの事業者が絡むということで、それは間違いないですかね。そうしましたら、三つの事業者の、これは、新生寿会は千代田区も既に経験者ですね、ということもあるんですけども、他の履歴、経験値というんですかね。どこどこをやっているあそこで、すというの分かるようなものを中でもお示ししたいと思います。

○岡福祉総務課長 ご準備させていただきたいと思います。

○小枝委員 よろしくをお願いします。

○池田委員長 はい。白川委員。

○白川委員 これも資料請求になります。駅からこの施設までのアクセスについて、バリアフリー化がどれぐらい完成するか、予定かというのを地図で示していただけると一番ありがたいと思うんですが。

○池田委員長 どうでしょう。

ちょっと休憩します。

午前11時56分休憩

午前11時58分再開

○池田委員長 じゃあ、委員会を再開いたします。

保健福祉部長。

○石綿保健福祉部長 そうしますと、ご希望の最寄りの駅から当該施設までのバリアフリーの状況ということになりますけれども、所管の部課に確認をさせていただいて、我々が施設を設置するに当たって、一般的に知り得る範囲での資料ということになると思いますので、どこまで出せるかは当該部とも調整をさせていただきまして、事前にご覧を頂いた上で用意をさせていただくということで対応させていただきます。

○白川委員 お願いします。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 それでは、（１）（仮称）神田錦町三丁目施設についての質疑を終了いたします。

次に、（２）民生・児童委員の活動支援経費の増額について、理事者からの説明を求めます。

○岡福祉総務課長 保健福祉部資料２に基づきまして、民生・児童委員の活動支援経費の増額についてご報告をさせていただきます。

項番１の概要・背景でございます。東京都は、民生・児童委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する通信費等の費用、そして、複雑化・複合化する相談・支援に必要な自己研鑽費用等に対応するため、令和８年度の東京都の当初予算において、民生・児童委員の活動費を一律的に毎月２万円分引き上げるという措置を行っております。これを受けて、今後、千代田区のほうで支給している民生・児童委員の活動費に変更が生じることが予定されておりますので、現在では情報提供とさせていただきます。

項番２の変更後の活動費でここを記載させていただいているんですけども、仮に、今、区で行っている独自加算分に変更を行わないとした場合の会長であったり、副会長であったりとか、それぞれの役職の活動費というのを機械的に記させていただいております。会長が４万３００円、副会長が３万４,４００円、理事３万３,０００円、一般委員が３万２,０００円ということで、下に参考として令和７年度の区の活動支援経費を書かせていただいておりますけれども、ここに機械的に一律的に毎月２万円分を引き上げると、こうした活動費になりますといったことを示させていただいております。

こうした東京都の取組についての情報提供とさせていただきます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

本件も、第2回定例会で議案になる予定の案件です。事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。概括的な質疑や資料要求などがありましたら、お願いいたします。

○牛尾委員 中身については、じゃあ、定例会の中でということで、引き上げる以前で、活動費に対して、民生委員さんのほうからご意見とかをもし聞いていけば、次の委員会のときにお示しいただければと思いますが、いかがですか。

○岡福祉総務課長 直接的に個々の民生委員さんからご意見も多様にあろうかと思いますが、それをちょっと集約したものとしてお示しすることは若干難しいかなというふうにも思っておるんですけども、それに当たっての、今回、東京都のほうでも、こうした多様化する、複雑化する相談に対する対応という理念を持って増額されているということも受けまして、区のほうでもともとどういう考え方でこの独自加算を設けているのかであったりとか、先ほど申し上げた東京都の考え方であったりとか、そういったものに関して、これまでの経緯といいますか、民生委員さんの受け止めというのをちょっとまとめたような形で資料とさせていただければと思います。

○池田委員長 ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（２）民生・児童委員の活動支援経費の増額についての質疑を終了いたします。

次に、（３）令和7年度のねずみ対策結果及び8年度実施内容について、理事者からの説明を求めます。

○阿部生活衛生課長 それでは、保健福祉部資料3、令和7年度のねずみ対策結果及び8年度の実施内容について、説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

まず、事業概要になります。本事業はねずみの生息実態の把握、重点地域などでの駆除、区民への啓発によりまして、ねずみの生息数を減少させるということで、庁内関係部署、あるいは地域の皆様と協力をしながら取組を進めてきたというところでございます。

それでは、2番目、項番2の令和7年度に実施した対策についてご説明をさせていただきます。

（１）が実施内容一覧でございます。ご覧のとおり、相談、調査、駆除、啓発の四つに分類をさせていただいておりますので、各項目ごとに順にご説明をさせていただきます。

まず相談の部分でございますが、その表の下でございます（２）相談の部分をご覧ください。こちらの棒グラフは、保健所へ寄せられたねずみの相談件数ということですが、令和5年に相談件数が一気に400件を超えているという状況でございます。なのですが、令和5年度から本事業を実施開始したこともございまして、相談件数は2年連続で減少をしているというところでございます。ただ、依然として300を超えるというような状況になってございます。その下、一番下の②をご覧くださいますと、令和7年度に保健所へ寄せられたねずみの月ごとの相談件数を掲載させていただいておりますが、年末以降、件数が減少してきているというような状況になってございます。

次のページ、おめくりください。（３）が調査ということでございます。調査といたしましては、生体捕獲調査、それから、夜間ごみ排出状況調査の二つを実施してございます。

まず、生体捕獲調査でございますが、これはもうこれまで同様、やはり神田地域での生息数が多いということが確認をされてございます。また、夜間ごみ排出状況調査については、こちらの写真にございますとおり、特に繁華街において、こういったネズミの餌になるようなごみが排出されているという状況になっております。

次に、（４）の駆除というところなんですが、重点対策事業ということで、町会単位の地域におきまして、精密な生息調査を実施して、その結果を基に、地域の皆様への説明、町会での一斉清掃、これはねずみがかかりやすい場所の整理整頓等も実行した後に、おおむね2か月から3か月間、集中的な駆除を実施してございます。その下の表に昨年度重点対策を実施した地域が表に記載されてございます。こちらの表の一番右側にございます、捕獲率というところをご覧くださいますと、これは駆除前後の捕獲率になりますが、やはり駆除後は捕獲率が激減をしているということになってございます。また、実際に町会の方からもねずみを全く見なくなったですとか、あるいは明らかに減ったということで、好意的なお話も頂いているところでございます。

それから、もう一つ、ねずみの被害が比較的狭い地域、公園ですとか学校といった単位になりますが、即時対応事業ということで、昨年度、重点事業と同様の方法で10か所の実施をしているというところになります。

次に、（５）の啓発ということでございます。まず、こちらに公式ホームページのほうを出させていただいておりますが、こちらは、殺鼠剤の配付のご案内ですとか、あるいは生ごみは蓋つきの容器で出しませうといった区民の方に向けた基本的な内容を掲載し、掲示させていただいております。それから、ホームページの画像の隣でございますが、こちらは、飲食店向けのチラシになってございます。こちら、ねずみの問題だけにとどまらない内容になってございますが、ごみはできる限り収集時間直前に蓋つきのごみ箱で出しませうといった内容をチラシを作って、こちらは昨年末に秋葉原の中央通りの飲食店に対して集中配付を行っているところでございます。それから、この飲食店の方々の中には、日本語が堪能でない方というのもしらっしゃいますので、今後、多言語のチラシも作成をするという予定にしております。

最後に、次のページに、最後のページに行かせていただきますが、こちらは令和8年度の保健所のねずみ対策ということになります。こちらは表のとおりとなってございますが、これまで実施してきた内容について、かなり効果が上がっているというところがございますので、基本的には、昨年度と同様の対策を実施していく予定にしております。それに加えて、表の一番下の部分になりますが、新しく区民支援ということで、巣穴の穴埋め施工補助という事業を立ち上げてまいります。写真にございますような地面がむき出しになっているような路地の巣穴穴埋め施工を自ら実施した方に、費用全額の4分の3、最大10万円を補助するという事業を今年度から実施させていただきます。

今年度、これまでの駆除を中心とした事業を中心に行いながら、庁内でもより一層連携を深めつつ、引き続き対応を行っていきたいと思います。

説明は以上でございます。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 2024年の1月ですかね、東京クリーンリサイクル協会と協働して対策に取り組むという話があったと思うんですね。この中で、ハープ入りのごみ袋を配って

やってみるという話があったんですが、その後、多分、その効果とか、ご報告いただいていたと思うんですが、その辺り、いかがですか。これからも広げていくのかどうか。

○阿部生活衛生課長 実は、クリーンリサイクル協会との協定に関しましては、大変残念ながらご報告になってしまうんですが、ハーブ入りのごみ袋なんですが、ねずみの忌避効果が認められなかったという結果になりました……

○おのでら委員 そうですか。（発言する者多数あり）

○阿部生活衛生課長 協定のほうも、今年の3月31日で終了しているという状況になっております。誠に申し訳ありません。

○おのでら委員 ああ、そうなんですか。ああ。（発言する者あり）

○池田委員長 それは報告しづらいよね。

おのでら委員。

○おのでら委員 はい、分かりました。ご報告いただきたかったなというところですね。

結構、大々的にPRもされていたので、相当な効果があったのかなと期待はしていたところではあるんですけども、それに代わる何かというのは、今ご報告いただいた範囲の中ということですかね。何か新しい製品ですとか協働ですとか、そういったのって含まれているんでしょうか。

○阿部生活衛生課長 実は、この連携につきましては、やはり多様な主体と連携していかないといけないということで、今、いろいろなところに声をかけまして、種まきを行っているところでございます。まだ6月でございますので、相手もでございますので、この場で明確に直ちに報告できる内容はないんですが、来年度、成果として期待できるように、今、一生懸命やっておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○高木地域保健担当部長 今年度については、ただいま課長がご答弁申し上げたとおり、様々な協働主体と取り組めないかということも検討しているところでございますが、昨年度は、1点、アース製薬さんとのねずみ対策の協働ができないかということで、そちらも、会社のほうともお話しして、いろいろやってみたところではあるんですけども、やはりご案内のとおり、屋内の害虫ですとか、そういったものの対策が得意といいますか、中心の企業でございますので、アース製薬さんが作っていらっしゃるねずみの毒餌といいますか、そういったものも試してはみたんですけども、なかなかそういったものも屋外で広く活用するには難しい部分もあり、一部はもちろん使わせていただいているんですけども、そこをまた大々的に広げていくかというところはちょっと難しいかなというような結論に達したところでございます。

○池田委員長 はい。ふかみ委員。

○ふかみ委員 分からなかったところを教えてください。捕獲率が落ちましたという数字なんですけど、これって、分母は何になっているんですか。

○阿部生活衛生課長 こちら、捕獲率というのは、実際に、ねずみの重点事業って、駆除を実施する前に調査を行うんですけれども、町会のほうに捕獲籠を設置させていただきまして、それは町会ごとに大きいところ、小さいところがありますので、10か所だったり、20か所だったりするんですけれども、そこで、例えば、②にあります神田三崎町町会であれば34%、例えば、10あれば3から4捕獲されたという状況なんですけど、それが実際に駆除を実施した後は、もう一回同じことをやったら2%ということで、一気に捕獲が

少なくなったということで、効果の検証をしているというところになります。

○ふかみ委員 そうすると、籠の数の置いた総数に対して、ねずみが入った数を分子に置いたところ、34%からゼロになったということなんですね。

○阿部生活衛生課長 おっしゃるとおりでございます。

○ふかみ委員 ありがとうございます。

○池田委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 重点地区の選び方を教えていただきたいんですけども、8年度については、重点対策8地区、即時対策10地区となっていますけど、これはどういうふうに、公募なのか、確かにねずみが多いところって分かるんですよね、あそこここと。どういうふうに順序づけているのかということを教えてください。

○阿部生活衛生課長 まず、昨年度の状況からご説明をさせていただきますと、こちら、全て町会さんのほうからぜひ重点事業をやってほしいということでお話がありまして、実施をさせていただいております。

今年度に関しましては、まず、ページの3ページ目のところ、調査というところがございまして、こちらに生体捕獲調査、それから夜間ごみ排出状況調査というところがありますが、この調査を特に相談件数が多いところで実施を今まさにやっているところなんですけど、その結果を出張所を経由して、町会のほうにフィードバックをさせていただきます。それと同時に、こういった重点事業がありますというようなご案内を差し上げて、ぜひ町会さんに行っていただきたいという内容を周知するというような形になっております。

それから、この即時対策事業につきましては、やはり相談が寄せられたときに、例えば、ある程度の広い地区、先ほど公園ですとか学校というお話を申し上げたんですが、区民の方ではなかなか手に負えないようなところに関しましては、私どもが業者を入れて、駆除を行うということで、基本的には相談があったところに対して、即時、早い手当をすることで実施をさせていただきます。こちらの即時対策については、相談を受けてというのが非常に多くなっております。

○小枝委員 なるほど。

○阿部生活衛生課長 簡単ですが、以上です。

○小枝委員 分かりました。相談をしないと駄目なんですね。それは、町会長であれ、区民であれ、どなたであっても、商店街であれ、相談をすると、今現在、こういった調査もかけているということですけど、調査していただくには、まずアウトリーチじゃなくて、区民の声が先にあって、それで乗り出すという、そういう手順になっているということで、そういうことなんでしょうね。

あ、すみません。

○阿部生活衛生課長 説明が足らずに、誠に申し訳ありません。

○小枝委員 いえいえ。

○阿部生活衛生課長 まず、重点事業につきましては、やはり相談件数を分析させていただいておりますので、実際に分析させていただいて、相談件数が多かったところを中心にまず調査をかけて、町会にはお話をするんですが、即時対策というのは、町会単位ということではなくて、小さな単位になりますので、これはこちらから調査をさせていただいてということではなくて、相談があった事例の中で、事業者のほうに調査をさせて、その中

で、ちょっと重たいなというような事例について行っているという形で、重点と即時で少し対応が違うという形になっております。

○小枝委員 分かりました。

そうすると、今年も既に絞り込んだ箇所があるわけですね。何地区でどんなところか、差し支えなければ教えてください。

○阿部生活衛生課長 失礼しました。今、ちょうど8地点で調査を行わせていただいております。その調査結果が出そろいましたら、町会のほうにご案内をするという形になりますので、どこを重点事業にするというのは、その結果を見てから検討していくという形になっております。ただ、今お話を頂いた町会もありますので、そういったところは、もう既に調整をして実施をするという段取りができているところもございます。

○小枝委員 分かりました。流れが分かりました。ありがとうございました。大変な事業だと思いますけど、また新規にここもということも出てくるでしょうけれども、ぜひ柔軟に積極的に対応していただけたらなというふうに思います。

最後に一つなんですけれども、今日の中で区民支援というのがありましたが、3ページ目の最後のところ、区がこれだけ乗り出して全体やってくれている中で、区民が自ら穴を埋めるといふ、私も保健所をお願いしてやってもらったこと、植え込みとかによくあるんですね。ありますけど、それは4分の1とはいえ、個人負担になるのはちょっと酷なんじゃないかなという。こここそ、自ら一生懸命やってくれたものについては、10分の10でいいんじゃないんですかということ、ちょっと伝えておきたいなというふうに思いましたけど、どうでしょうか。

○阿部生活衛生課長 ご指摘いただきまして、ありがとうございます。また、来年度の予算の編成の際に意見を参考にさせていただければと思っております。今年は、こういった形で事業を実施させていただくという形でご容赦を頂ければと思っております。どうぞよろしくお願い致します。ご提言ありがとうございます。

○池田委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ねずみ対策ですけれども、これも、以前に2年前かな、ねずみが増えているということで、ごみ出しのルールをちょっと厳しくしようということで、蓋つきのごみ箱にやる条例化を検討しているということが報道されたんですけれど、それについて、何か進展していることがあるのかどうか、それとも、それについては今ないのか、いかがなんですか。

○池田委員長 ちょっと休憩します。

午後0時18分休憩

午後0時18分再開

○池田委員長 委員会を再開いたします。

もう一度、牛尾委員。

○牛尾委員 それでは、やはりねずみをもちろん駆除することは非常に大事なことですけれども、そもそももうねずみを増やさない対策というのが必要だと思うんですね。そうなった場合に、ねずみの餌とならないごみを減らしていく、むき出しのごみをあんまり出させないとか、そういったことが必要になってくると思います。そうなった場合に、

やはり物理的にねずみの餌となるようなものからねずみを遠ざける対策というのが必要だと思うんですね。そうなった場合、ここの所管だけではなかなか難しいだろうと。ごみ出しとなると、環まちのほうと連携をしながら、ねずみそのものを増やしていかないという対策が必要だと思うんですけど、それについての取組はどうなっているか、お聞かせください。

○阿部生活衛生課長 今、委員からご質問いただいた件でございますけれども、特に今年は庁内連携を強化していこうということで行っております。環境まちづくり部をはじめ、企画ですとか、あるいは清掃のほうとも連携して問題に取り組んでございまして、実際に飲食店なんかのチラシ配付は清掃と連携して一緒に配付をしたりということもやっておりますので、そういった連携をより一層深めて、今頂いたご意見も参考にしながら、今後、対策に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、（３）令和７年度のねずみ対策結果及び８年度実施内容についての質疑を終了いたします。

以上で、日程１、報告事項を終わります。

次に、日程２、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○宮原生活支援課長 生活支援課長でございます。生活支援課から、生活保護費の誤支給につきましてご報告をさせていただきます。

生活保護受給世帯に対して、級地区分の誤入力による未支給が３件、６０万８,６０４円、うち支給不能金額１２万１,８６８円でございます。また、過払いが１件、４万８,７１２円あったことが判明をいたしまして、こちらにつきましては、５月２５日に公表をさせていただきました。また、その後、過去５年間に廃止された世帯及び現在受給中の世帯について再調査を行わせていただいたところ、廃止世帯における同様の級地区分の誤入力による過払いが１件、２６万６,１５０円及び受給中世帯における冬季加算区分の設定誤りによる未払い３件、６万４,５８０円があったことが分かり、６月１０日に再度公表いたしました。

該当の方、また、関係者、議会の皆様方には、多大なご迷惑をおかけしましたこと、おわび申し上げたいと思います。今後につきましては、職員のチェック体制の見直しをはじめ、再発防止に向けて取り組ませていただき、皆様の信頼回復に努めてまいりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

ご報告は以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。

この件に関して、質問ございますか。

○牛尾委員 やはり生活保護受給世帯というのは、本当に、この物価高の中、ぎりぎりの生活を強いられているわけですね。その中で本来払われるべき保護費が不足していたとか過払いで返還しなければいけないという事態は本当に生活に大きな影響を与えるということになると思うんですね。で、これ、こういうふうな誤入力もしくは不足していた原因というのはしっかり究明されているんですか。

○宮原生活支援課長 こちら、システム上に入力する際の職員の誤入力に端を発しているところでございますが、その後、それぞれ支給額の変更等あった場合には、決裁が回ってまいります。その際のチェック体制の不備ということも明らかになりましたので、特にこのチェック体制の不備を今年度早速変更させていただき、確認の目を増やしながらか対応させていただきたいと思っております。

○牛尾委員 今、千代田では、ほかの自治体に比べては少ないと思うんですけど、それでも1人のケースワーカーさんが大勢の方の生保の方を見ていらっしゃる。そうした負担が多いということが理由になっているということはないですか。

○宮原生活支援課長 生活保護のケースワーカーの平均的な受持ち担当に比べると、千代田区、牛尾委員おっしゃるとおり、やや少ないところではございますが、ただ、今回、もう発覚もそうなんですけれども、いわゆる千代田区民の方のほかにも、いわゆる広域的な形で東京のほうにいらっしゃって保護を求めるような方を適宜対応していくというところと言うと、職員の負担は決して軽くないと思っております。そういった職員負担の軽減ですとか、ケアも含めて、これから考えてまいりたいと思います。

○牛尾委員 そこはしっかりケアをお願いしたいと思います。

一つ、過払いになった方には、これは返還のお願いをするということによろしいんですか。

○宮原生活支援課長 生活支援課長でございます。

まず、現在受給中の過払いの方につきましてはご返還を頂くということで、こちらについては、もう当該の方、また関係者の方も含めて、返還について合意を得たところでございます。

○牛尾委員 その際、二十数万という方もいますし、もちろんそれは何万という方も、差があると思うんですけども、やはり先ほど言ったとおり、ぎりぎりの状況の中で生活しているいらっしゃるんで、一括というふうじゃなくて、例えば分割にしてみようとか、そこは十分説明してご納得いただいてお願いをすると。丁寧な対応をしっかりとお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○池田委員長 休憩します。

午後0時24分休憩

午後0時26分再開

○池田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

生活支援課長。

○宮原生活支援課長 生活支援課長でございます。

まず、過払いにつきましては、一般的には該当の方また関係者の方ともご相談をさせていただきながら、返還ということでやっておりますが、当然、この返還につきましては、該当の方それぞれのご事情がございますので、一括で難しい場合には分割でご納付という

ことも、当然、これは過去の実績もございますので、丁寧に対応してまいりたいと思います。

○池田委員長 はい。

ほかに報告はございますか。

○湯川健康推進課長 前回の委員会でご報告いたしました大人の麻しん抗体検査及び予防接種費用助成の事業経費についてのご報告でございます。

前回、経費の概算として6,900万円余、こちらを予備費にて対応する予定とご報告いたしましたが、その後、対象者の人数等について精査を加えまして、確定額といたしまして、6,490万2,169円となりましたことを口頭でご報告いたします。

なお、本事業については、昨日より受付開始となっております。

以上でございます。

○池田委員長 はい。説明が終わりました。この件に関して、質問はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、本日は、この程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時28分閉会